

長期優良住宅建築等計画の認定審査手数料(使用料及び手数料徴収条例)

宮崎県の区域(宮崎市、都城市、延岡市、日向市を除く。)において申請する場合 (H28.4.1現在)

計画認定申請(法5条1項～3項)

(単位:円)

評価機関による 適合証の有無	新築		増改築		備 考
	申請に係る1棟の審査手数料		申請に係る1棟の審査手数料		
	住棟の 総戸数	手数料	住棟の 総戸数	手数料	
評価機関による 適合証が 有る場合	1戸	7,000	1戸	9,000	同時に建築確認を申し出る場合は、棟全体の床面積に対応する建築確認申請手数料を加算する。
	2～5	13,000	2～5	18,000	
	6～10	23,000	6～10	32,000	
	11～25	34,000	11～25	46,000	
	26～50	63,000	26～50	86,000	
	51～100	108,000	51～100	147,000	
	101～200	178,000	101～200	243,000	
	201～300	219,000	201～300	298,000	
	301～	234,000	301～	318,000	
設計住宅性能 評価書が 有る場合	1戸	15,000			同時に建築確認を申し出る場合は、棟全体の床面積に対応する建築確認申請手数料を加算する。
	2～5	47,000			
	6～10	76,000			
	11～25	145,000			
	26～50	247,000			
	51～100	392,000			
	101～200	712,000			
	201～300	978,000			
	301～	1,176,000			
評価機関による 適合証及び 設計住宅性能 評価書が 無い場合	1戸	51,000	1戸	72,000	同時に建築確認を申し出る場合は、棟全体の床面積に対応する建築確認申請手数料を加算する。
	2～5	121,000	2～5	169,000	
	6～10	194,000	6～10	271,000	
	11～25	384,000	11～25	537,000	
	26～50	687,000	26～50	961,000	
	51～100	1,181,000	51～100	1,653,000	
	101～200	2,187,000	101～200	3,060,000	
	201～300	3,127,000	201～300	4,377,000	
	301～	3,832,000	301～	5,365,000	

計画変更認定申請(法8条)

(単位:円)

評価機関による 適合証の有無	新築		増改築		備 考
	申請に係る1棟の審査手数料		申請に係る1棟の審査手数料		
	住棟の 総戸数	手数料	住棟の 総戸数	手数料	
(基本額) 評価機関による 変更適合証が 有る場合	1戸	7,000	1戸	9,000	同時に建築確認を申し出る場合は、棟全体の床面積に対応する建築確認申請手数料を加算する。
	2~5	13,000	2~5	18,000	
	6~10	23,000	6~10	32,000	
	11~25	34,000	11~25	46,000	
	26~50	63,000	26~50	86,000	
	51~100	108,000	51~100	147,000	
	101~200	178,000	101~200	243,000	
	201~300	219,000	201~300	298,000	
	301~	234,000	301~	318,000	
(基本額) 評価機関による 設計住宅性能評価書が 有る場合	1戸	15,000			同時に建築確認を申し出る場合は、棟全体の床面積に対応する建築確認申請手数料を加算する。
	2~5	47,000			
	6~10	76,000			
	11~25	145,000			
	26~50	247,000			
	51~100	392,000			
	101~200	712,000			
	201~300	978,000			
	301~	1,176,000			
(加算額) 評価機関による 変更適合証が 無い場合 法6条第1項1号 に係る変更	1戸	38,000	1戸	53,000	同時に建築確認を申し出る場合は、棟全体の床面積に対応する建築確認申請手数料を加算する。
	2~5	97,000	2~5	135,000	
	6~10	153,000	6~10	215,000	
	11~25	316,000	11~25	443,000	
	26~50	578,000	26~50	811,000	
	51~100	1,016,000	51~100	1,425,000	
	101~200	1,906,000	101~200	2,673,000	
	201~300	2,770,000	201~300	3,885,000	
	301~	3,426,000	301~	4,805,000	
(加算額) 評価機関による 変更適合証が 無い場合 法6条第1項2 号、4号、5号に 係る変更	1戸	6,000	1戸	9,000	同時に建築確認を申し出る場合は、棟全体の床面積に対応する建築確認申請手数料を加算する。
	2~5	11,000	2~5	15,000	
	6~10	16,000	6~10	22,000	
	11~25	32,000	11~25	45,000	
	26~50	44,000	26~50	60,000	
	51~100	55,000	51~100	75,000	
	101~200	99,000	101~200	134,000	
	201~300	131,000	201~300	179,000	
	301~	164,000	301~	224,000	

法6条1項1号:長期使用構造等、法6条1項2号:住宅の規模、法6条1項4、5号:維持保全の方法  
譲受人決定による変更(法9条)

一律:7,000円

地位の継承(法10条)

一律:7,000円